請求できる戸籍に関する証明書と請求(交付)場所

令和2年4月1日から

	月曜日から金曜日	毎週土曜日	毎週日曜日	第2土曜日 第4日曜日
	午前8時30分から午後5時	午前8時30分から午後5時	午前8時30分から午後5時	午前8時30分から正午 午後1時から午後5時
場 所 証明書の種類	本 庁 聖蹟桜ケ丘駅出張所 多摩センター駅出張所	多摩センター駅出張所	聖蹟桜ケ丘駅出張所	本庁
戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)	0	0	0	0
戸籍個人事項証明書(戸籍抄本)	0	0	0	0
身分証明書 ※	0	0	0	0
戸籍の附票	0	0	0	0
除籍全部事項証明書(除籍謄本)	0	×	×	×
除籍個人事項証明書(除籍抄本)	0	×	×	×
改製原戸籍謄本·抄本	0	×	×	×
戸籍諸証明				
受理証明書	_			
記載事項証明書	0	×	×	×
不在籍証明書				
独身証明書 など				

<注意>

- ※ 土曜日・日曜日の証明発行は、本人請求及び委任状持参の代理人並びに直系親族に限ります。
- ※ 土曜日・日曜日の身分証明書は、戸籍の届出をした時から3ヶ月程度交付できない場合があります。
- ※ 戸籍の届出後、直近の土曜日・日曜日の証明書の交付は、あらかじめ市民課戸籍担当にお問合せください。